

福岡県立大学
電話交換機更新工事
仕 様 書

福岡県立大学電話交換機更新工事仕様書

1 概要

工事名 福岡県立大学電話交換機更新工事

施工場所 福岡県田川市伊田4 3 9 5 番地 公立大学法人福岡県立大学

工期 契約締結翌日から令和9年3月24日まで

工事の概要 既設電話交換機の耐用年数超過に伴い、電話交換機及び関連する設備の更新を行うものである。

2 工事の内容

- (1) 既設機器とその使用状況の調査
- (2) 新規電話交換機等の調達
- (3) 新規機器等の搬入設置
- (4) 旧機器設定の新機器への反映作業
- (5) 新規機器への切り替え作業
- (6) 動作試験
- (7) 旧機器の撤去、処分
- (8) 完成図書の作成

3 機器の数量等

- (1) 既設機器・回線数
PBX 一式
INS64 回線 (DI) 8 回線 (ひかり電話 BRI インターフェイス VoIP-GW)
一般内線電話機・FAX 261 回線
多機能電話機 41 台
事業所用 PHS 16 台
構内 PHS 接続装置 43 台

(2) 納入機器

IP-PBX 一式

多機能電話機 41 台

事業所用 PHS 16 台

4 機器の仕様等

(1) 電話交換機の仕様

下表の内容を満たす国内メーカーの現行機種であること。

下表の内容は基本スペックであり、各項目の性能がこれを上回る製品は仕様適合とする。

また、(将来)と記載している機能については導入時に別途オプション機器を調達可とする。

制御方式	蓄積プログラム制御方式
通話路方式	時分割PCM 方式
処理装置	64bitマイクロプロセッサ
中継方式	分散中継、ダイヤルイン、ダイレクトインダイヤル、ダイレクトインライン、中継台、 仮想番号、ストレートライン、バーチャルライン、ISDNダイヤルイン、ISDN着信サブ アドレス
最大収容外線数	512 以上
最大収容内線数	1024 以上
収容外線数	ISDN(BRI)8回線以上を実装すること。 接続インターフェイスはS/T点とする。
多機能電話内線数	48回線以上実装すること
単独電話内線数	272回線以上実装すること
蓄電池	停電時3 時間以上動作するよう実装すること
設置環境条件	温度 0～40℃、相対湿度 20～80%
電源	入力 AC90～110V / AC180～220V

主な機能（抜粋）	ホットライン／システム短縮ダイヤル／不在転送／自己保留／長時間保留警報／ピックアップグループ／コールウェイティング／内線代表／内線相互キャンポン／グループ着信／個別着信／着信識別／サービスクラス／ラインロックアウト／保留音／ページングトランスファ／ナンバーディスプレイ／バーチャルライン／オートリトライ／発信者番号通知／着信応答前表示／圏外トーキ／マルチ接続／タイムメッセージ／節電機能／注意喚起アラーム／PHS緊急メッセージ（将来）
発着信履歴管理	発着信履歴を多機能電話機ごとに30件以上保存できること。

（２） 多機能電話機

既存多機能電話機の設定を引き継ぎ、多機能ボタン名称等の表示も行う。

また、仕様は次のとおりとする。

主な機能 フリーファンクションボタン 24 個以上

着信・通話音量調整機能付き

漢字表示対応

ネーム表示

名称同時表示

（３） 一般内線電話機・FAX

電話機及び FAX は既存を流用すること。

（４） 事業所用 PHS子機

既存事業所用PHS子機の設定を引き継ぐこと。

PHS子機を内線で呼び出した際、圏外となっている場合は自動音声で

圏外通知させること。

（５） 構内 PHS 接続装置

既存の接続装置 HI-D3BSIDS, HI-D3BSNDS及びそれらの接続インターフェイスは

流用可とする。なお、既存装置が新規 PBX に適合しない場合は、既存 PHS エリアを

カバーするのに必要な数の接続装置を設置すること。

5 工事等

- (1) すべての作業は大学の運営機能への影響を最小限にするよう、大学担当者と綿密な打ち合わせのうえで実施すること。
- (2) 事前に設備を十分把握するとともに、大学の運営業務に極力支障なく切替を行うこと。機器の切り替え（内線及び外線電話が全て使用できない時間帯）については大学担当者と事前協議の上、大学の運営業務への影響が最小となる日程で実施すること。
- (3) 機器用配線については原則として既設配線を使用することとするが配線に不良がある場合は受注者の責により解消すること。
- (4) 撤去機器等については受注者の責により適切に処理すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は大学担当者と協議の上決定すること。

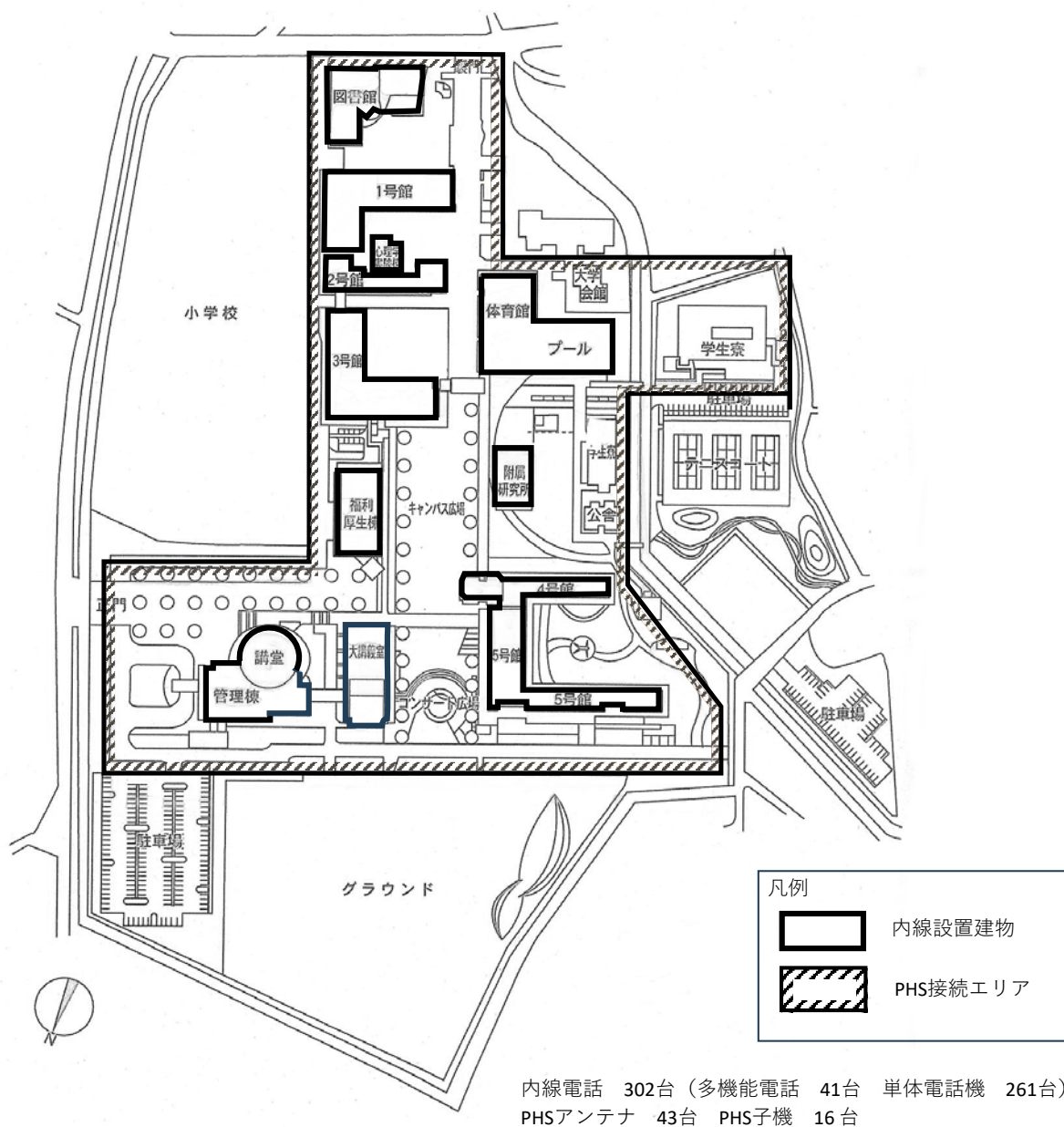
6 検収受領

- (1) 設置後、検査員立ち合いのうえ動作確認検査を受けること。
- (2) 納入物品に不良個所があった場合は、すみやかに不良を解消すること。

7 保証等

電話交換機本体、電話機等及びそれに付随する電気設備の保証期間は、本品検査受領後1年とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによるものとする。

【参考】構内図



数量調書

[illegible]